

指定行政機関及び都道府県の国民の保護に関する計画の変更

平成30年12月21日の閣議において、以下の指定行政機関（各府省庁）及び都道府県の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定

【指定行政機関】

厚生労働省

【都道府県】

茨城県、埼玉県、千葉県、新潟県、兵庫県

- ・ 指定行政機関（各府省庁）及び都道府県は、法令改正、国民の保護に関する基本指針の変更等を踏まえ、必要に応じて国民保護計画を変更しており、計画の変更に当たっては、軽微な変更を除き、内閣総理大臣への協議が必要とされている。
- ・ 今般、厚生労働省及び茨城県等5県から、計画の変更に関する内閣総理大臣への協議の申出があったところ、その内容について問題がないことから、「異議がない」旨の閣議決定を行った。変更内容の概要は別紙のとおり。

指定行政機関及び都道府県の国民保護計画の変更概要

1 指定行政機関国民保護計画の変更

【厚生労働省】

- ・難病患者等への医療に関する記述の見直し

これまで、厚労省の難治性疾患克服研究事業の臨床調査研究分野の対象に指定された疾患「特定疾患」については、その患者の受療状況や主な医療機関の稼働状況について、国から被災都道府県に情報提供をすることとされていた。

難病法の施行に伴い、特定疾患のうち、在宅人工呼吸器等の使用が想定されない5疾患の患者は「一般患者」と同様に扱われることとなり、それ以外の疾患の患者は、指定難病の患者として整理されることとなったため、本計画において、「特定疾患」に関する記述は不要となった。

一方、厚労省としては、関係自治体間での難病患者等の情報共有の体制を活用し、市町村の作成する避難行動要支援者名簿に基づく個別支援が円滑に行われるよう、必要な支援を行うため、その旨を明記するべく改正を行うものである。

2 都道府県国民保護計画の変更

【茨城県】

- ・職員の参集基準の変更

参集基準「防災監会議体制」(※)の新設。

※ 危機事象への対処のため庁内において必要な協議・調整を行う必要がある場合にとる。

- ・職員の配備体制の決定者の変更等

県組織再編により防災・危機管理局が「部」に格上げとなったことに伴う職掌の見直し。

- ・県危機管理対策本部設置及び県国民保護対策本部設置に係る規定の変更

本部長等の職務代理に係る規定の明確化。

【埼玉県】

- ・核攻撃時の除染等の実施に関する記述の追加

NBC攻撃を受けた場合の住民避難の留意事項として、核攻撃等においては避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする旨の追加。

【千葉県】

- ・職員の参集基準の変更

地域防災計画に規定する職員の配備基準の変更に伴う修正。

- ・国民保護等緊急対策本部及び県国民保護対策本部の組織構成及び分掌事務に関する変更

航空運用調整班及び放射能対応班の追加。

- ・関係機関との連携強化

オリンピック・パラリンピックを見据え、テロ対策ネットワーク・CHIBA及び千葉県テロ対策ネットワーク庁内主管課連絡会議等に関する記述の追加。

【新潟県】

- ・ 関係機関との連携強化
医療資器材等の供給に係る広域的な連携体制に関する変更。

【兵庫県】

- ・ 関係機関との連携強化
防災のための相互応援協定及び関係機関との協定の追加。
- ・ 県対策本部の体制の強化
県対策本部の事務局に関西広域連合との調整を行う「広域支援局」の追加。